

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(2022年3月28日)

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>第2条 (口座の開設)</p> <p>&lt;&lt;個人のお客様&gt;&gt;                      (1) 満年齢が<u>20</u>歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(省 略)</p> <p>(12) 既に本口座を開設していないこと。</p> <p>(省 略)</p> <p>&lt;&lt;法人のお客様&gt;&gt;                      (7) 既に本口座を開設していないこと。</p> <p>(省 略)</p> <p>&lt;&lt;取引担当者基準&gt;&gt;                      (1) 満年齢が<u>20</u>歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(以下、省 略)</p> <p style="text-align: right;">2022年<u>1</u>月17日</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第2条 (口座の開設)</p> <p>&lt;&lt;個人のお客様&gt;&gt;                      (1) 満年齢が<u>18</u>歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。  <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(12) 既に本口座を開設していないこと。  <u>※個人口座 (代表者・取引担当者) と法人口座を同時に保有することはできません。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>&lt;&lt;法人のお客様&gt;&gt;                      (7) 既に本口座を開設していないこと。  <u>※個人口座 (代表者・取引担当者) と法人口座を同時に保有することはできません。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>&lt;&lt;取引担当者基準&gt;&gt;                      (1) 満年齢が<u>18</u>歳以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。  <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u></p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2022年<u>3</u>月28日</p>